

平成26年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果
(岩手県の状況)

平成28年2月5日
保健福祉部長寿社会課

目 次

調査の概要	1
調査結果	
1 市町村、県における養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応状況等について	3
(1) 相談・通報対応件数	
(2) 相談・通報者	
(3) 事実確認の状況及び結果	
2 養護者による高齢者虐待の対応状況等について	3
(1) 相談・通報対応件数	
(2) 相談・通報者	
(3) 事実確認の状況	
(4) 事実確認調査の結果	
(5) 虐待の内容	
(6) 被虐待高齢者の状況	
(7) 虐待への対応策	
(8) 調査対象年度末日での状況	
3 市町村における高齢者虐待防止対応に関する体制整備等の状況について	11
4 虐待等による死亡事例の状況について	12

調 査 の 概 要

【調査の目的】

平成 26 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（平成 27 年 7 月 8 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知）に基づき、県内 33 市町村に 26 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例及び平成 25 年度以前に相談・通報があり、平成 26 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市町村対象の調査

- 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況及び結果
- 2 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
- 3 市町村における高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
- 4 虐待等による死亡事例の状況

○広域振興局等対象の調査（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

- (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
- (2) 事実確認の状況及び結果

【関係法令等】

- (1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 18 年 4 月 1 日施行）

第 25 条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。
- (2) 用語の定義
 - ・「高齢者虐待」とは、①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待をいう。
 - ・「養護者」とは、高齢者を現に養護する者で養介護施設従事者等以外の者をいう。
 - ・「養介護施設従事者等」とは、養介護施設（特別養護老人ホーム等）又は養介護事業（居宅介護支援事業所等）の業務に従事する者をいう。

【用語解説】

1 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（殴る、蹴る、ベッドに縛るなど）

2 介護等の放棄（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待又は介護等の放棄に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

（入浴させない、食事を与えない、必要な介護サービス等を受けさせないなど）

3 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（怒鳴る、人前で恥をかかせる、無視するなど）

4 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

（わいせつな行為の強要、懲罰的に裸で放置するなど）

5 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（生活費を渡さない、勝手に年金や財産を使うなど）

【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調 査 結 果

1 市町村、県における養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応状況等について

(1) 相談・通報件数（表 1）

平成 26 年度、県及び市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 0 件であった。（25 年度は 2 件）

表 1 相談・通報件数

	平成 26 年度	平成 25 年度	増 減
市町村が受理した件数	0 件	2 件	▲2 件
県が受理した件数	0 件	0 件	0 件
合計	0 件	2 件	▲2 件

(2) 相談・通報者（表 2）

表 2 相談・通報者

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 養護者による高齢者虐待の対応状況等について

(1) 相談・通報件数（表 3）

平成 26 年度、県内 33 市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 243 件であった。平成 25 年度は、270 件であり、27 件減少した。

表 3 相談・通報件数

	平成 26 年度	平成 25 年度	増 減 (%)
件 数	243 件	270 件	▲27 件 (▲10.0%)

(2) 相談・通報者（表 4）

相談・通報者については、「介護支援専門員」が 83 人と最も多く、次いで「家族・親族」が 34 人、「警察」が 29 人であった。

表 4 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明（匿名含む）	合計
人数	83	14	7	8	25	20	34	3	17	29	16	0	256
構成割合 (%)	32.4	5.5	2.7	3.1	9.8	7.8	13.3	1.2	6.6	11.3	6.3	0.0	100.0

※1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 243 件と一致しない。

(3) 事実確認の状況（表 5）

「事実確認調査を行った事例」は 249 件であり、「事実確認調査を行っていない事例」は 7 件であった。事実確認調査を行った事例のうち、「立入調査を行った事例」はなく、「訪問調査を行った事例」が 189 件、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 60 件であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 5 件、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が 2 件である。

表 5 事実確認の実施状況

事実確認の状況	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	249	97.3
立入調査以外の方法により調査を行った事例	249	(97.3)
訪問調査を行った事例	189	[73.8]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	60	[23.4]
立入調査により調査を行った事例	0	(0.0)
警察が同行した事例	0	[0.0]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0]
援助要請をしなかった事例	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	7	2.7
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	5	(2.0)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	2	(0.8)
合計	256	100.0

※事実確認の実施状況には、平成 25 年度以前に相談・通報があったもののうち、平成 26 年度に入って事実確認を行った件数が含まれるため、合計件数は相談・通報件数 243 件と一致しない。

(4) 事実確認調査の結果（表6）

事実確認調査を行った結果、市町村が、虐待を受けた又は受けたと判断した事例（以下「虐待判断事例」という。）は、135件であった。平成25年度は133件であり、2件増加した。

表6 事実確認調査の結果

事実確認調査の結果	件数	構成割合（%）
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	135	54.2
虐待ではないと判断した事例	42	16.9
虐待の判断に至らなかった事例	72	28.9
合計	249	100.0

(5) 虐待の内容

ア 虐待の種別（表7）

虐待の種類では「身体的虐待」が112人と最も多く、次いで「心理的虐待」が51人、「経済的虐待」が30人、「介護等放棄」が15人であった。

表7 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計	被虐待高齢者数
人数	112	15	51	2	30	210	137
構成割合（%）	81.8	10.9	37.2	1.5	21.9	-	-

※1人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者数137人と一致しない。

（注）構成割合は、被虐待高齢者数に対するもの。

参考 虐待の具体的な内容

種別・類型	内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	威嚇
	その他（身体的虐待）
介護・世話の放棄・放任 （ネグレクト）	希望・必要とする医療サービスの制限
	希望・必要とする介護サービスの制限
	生活援助全般を行わない
	水分・食事摂取の放任
	入浴介助放棄
	排泄介助放棄
	劣悪な住環境で生活させる
	介護者が不在の場合がある
その他（ネグレクト＝介護・世話の放棄・放任）	

心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫
	無視・訴えの否定や拒否
	嫌がらせ
	その他（心理的虐待）
経済的虐待	年金の取り上げ
	預貯金の取り上げ
	必要な費用の不払い
	日常的な金銭を渡さない・使わせない
	預貯金・カード等の不当な使い込み
	預貯金・カード等の不当な支払強要
	その他（経済的虐待）

イ 虐待の深刻度（表8）

5段階評価では、「3-生命・身体・生活に著しい影響」60人と最も多く、ついで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が36人であった。一方、「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は7人であった。

表8 虐待の程度の深刻度

	5-生命・身体・生活に関する重大な危険	4	3-生命・身体・生活に著しい影響	2	1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	合計
人数	7	13	60	21	36	137
構成割合（%）	5.1	9.5	43.8	15.3	26.3	100.0

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢（表9、表10）

性別では、「女性」が108人であり、「男性」が29人と、女性が全体の8割弱を占めていた。年齢階層別には、「85～89歳」が34人と最も多かった。

表9 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	29	108	137
構成割合（%）	21.2	78.8	100.0

表10 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
人数	16	18	20	32	34	17	137
構成割合（%）	11.7	13.1	14.6	23.4	24.8	12.4	100.0

イ 要介護認定者数（表 11）

被虐待高齢者 137 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」は 104 人であり、全体の 4 分の 3 以上が要介護認定者であった。

表 11 被虐待高齢者の要介護認定状況

	人 数	構成割合 (%)
未 申 請	31	22.6
申 請 中	2	1.5
認 定 済 み	104	75.9
認定非該当（自立）	0	0.0
計	137	100.0

ウ 要介護度及び認知症日常生活自立度（表 12、表 13）

要介護認定者 104 人における要介護度は、「要介護 1」が 20 人と最も多く、次いで「要介護 3」「要介護 4」が 18 人、「要介護 2」が 16 人の順であった。また、要介護認定者における認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱ以上」は 80 人であり、全体の 7 割以上を占めた。

表 12 要介護認定者の要介護度

	人数	構成割合 (%)
要支援 1	8	7.7
要支援 2	14	13.5
要介護 1	20	19.2
要介護 2	16	15.4
要介護 3	18	17.3
要介護 4	18	17.3
要介護 5	10	9.6
不明	0	0.0
計	104	100.0

表 13 認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	6	5.8
自立度Ⅰ	18	17.3
自立度Ⅱ	40	38.5
自立度Ⅲ	27	26.0
自立度Ⅳ	11	10.6
自立度Ⅴ	2	1.9
自立度Ⅱ以上	80	76.9
認知症はあるが自立度不明	0	0.0
計	104	100.0

【参考】認知症高齢者の日常生活自立度

自立度Ⅰ・・・何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

自立度Ⅱ・・・日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

自立度Ⅲ・・・日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。

自立度Ⅳ・・・日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。

自立度Ⅴ・・・著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

エ 要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度及び介護保険サービスの利用状況（表 14、表 15）

要介護認定者 104 人における障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）は、「ランク A」が 42 人と最も多く、次いで「ランク J」が 25 人、「ランク B」が 24 人の順であった。また、介護保険サービスの利用状況は「介護サービスを受けている」が 77 人であり、全体の 7 割以上を占めた。

表 14 日常生活自立度(寝たきり度)

ランク	人数	構成割合 (%)
自立	2	1.0
J	25	20.4
A	42	43.9
B	24	18.4
C	11	12.2
不明	0	4.1
計	104	100.0

表 15 介護サービスの利用状況

	人数	構成割合 (%)
介護サービスを受けている	77	74.0
過去受けていたが判断時点では受けていない	3	2.9
過去も受けていない	24	23.1
不明	0	0.0
計	104	100.0

【参考】 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

〔生活自立〕 ランク J・・・何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており自力で外出する

1. 交通機関等を利用して外出する
2. 隣近所へなら外出する

〔準寝たきり〕ランク A・・・屋外での生活は概ね自立しているが、介護なしには外出しない

1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する
2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている

〔寝たきり〕 ランク B・・・屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドの上での生活が主体であるが、座位を保つ

1. 車いすに移乗し、食事、排せつはベッドから離れて行う
2. 介助により車椅子に移乗する

〔寝たきり〕 ランク C・・・1 日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替において介助を要する

1. 自力で寝返りをうつ
2. 自力では寝返りも出来ない

オ 虐待者との同居・別居の状況（表 16）

「虐待者とのみ同居」が 60 人、「虐待者及び他家族と同居」が 60 人であり、全体の 9 割近くが虐待者と同居であった。

表 16 被虐待高齢者と虐待者の同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	合計
人数	60	60	14	3	137
構成割合 (%)	43.8	43.8	10.2	2.2	100.0

カ 家族形態（表 17）

「未婚の子と同居」が 39 人、「子夫婦と同居」が 28 人、「配偶者と離別・死別等した子と同居」が 25 人であり、その他③と合わせると、全体の約 7 割が子と同居の世帯であった。

表 17 家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他①	その他②	その他③	合計
人数	8	18	39	25	28	14	2	3	137
構成割合 (%)	5.8	13.1	28.5	18.2	20.4	10.2	1.5	2.2	100.0

※「未婚の子」とは、配偶者がいたことがない子を指す。

その他①…その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

その他②…非親族と同居（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）

その他③…その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

キ 虐待者との関係（表 18）

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 66 人と最も多く、次いで「夫」が 22 人、「娘」が 19 人の順であった。

なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 135 件に対し虐待者人数は 145 人であった。

表 18 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	合計
人数	22	6	66	19	11	0	3	9	9	145
構成割合 (%)	15.2	4.1	45.5	13.1	7.6	0.0	2.1	6.2	6.2	100.0

ク 虐待者の年齢（表 19）

年齢階層は、「50～59 歳」が 36 人と最も多く、次いで「40～49 歳」が 20 人、「65～69 歳」が 18 人の順であった。

表 19 虐待者の年齢

	20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不明	合計
人数	1	4	13	20	36	17	18	7	10	8	5	3	3	145
割合 (%)	0.7	2.8	9.0	13.8	24.8	11.7	12.4	4.8	6.9	5.5	3.4	2.1	2.1	100

(8) 虐待への対応策

ア 分離の有無（表 20）

虐待への対応策として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」は 68 人であった。
一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は 73 人であった。

表 20 虐待への対応策としての分離の有無

分離の有無	人 数	構成割合 (%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	68	32.9
被虐待者と虐待者を分離していない事例	73	35.3
現在対応について検討・調整中の事例	1	0.5
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院入所等）	13	6.3
その他	52	25.1
合計	207	100.0

※虐待への対応には、平成 25 年度以前の虐待判断事例のうち、平成 26 年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は、被虐待高齢者数 137 人と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応（表 21）

分離を行った事例 68 人における対応は、「契約による介護サービスの利用」が 26 人と最も多く、次いで「住まい・施設等の利用」が 19 人、「医療機関への一時入院」が 7 人の順であった。

表 21 分離を行った事例の内訳

分離を行った事例	人 数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例(うち数)
契約による介護保険サービスの利用	26	38.2	1
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	5	7.4	1
緊急一時保護	5	7.4	3
医療機関への一時入院	7	10.3	0
上記以外の住まい・施設等の利用	19	27.9	5
虐待者を分離（転居等）	6	8.8	1
その他	0	0.0	0
合計	68	100.0	11

ウ 分離していない事例（表 22）

分離していない事例 73 人における対応は、「養護者に対する助言・指導」が 54 人と最も多く、次いで、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 24 人であった。

表 22 分離していない事例の内訳（複数回答）

分離をしていない事例		人 数	構成割合 (%)
経過観察（見守り）		10	13.7
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	54	74.0
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	1	1.4
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	6	8.2
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	24	32.9
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	7	9.6
その他		4	5.5
合計（累計）		106	-
合計（人数）		73	

（注）構成割合は、分離していない事例における被虐待者 73 人に対するもの。

エ 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況（表 23）

成年後見制度については、「利用開始済み」が 6 人、「利用手続き中」が 2 人であり、これらを合わせた 8 人のうち、市町村長申立の事例は 4 人であった。一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 3 人であった。

表 23 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況

成年後見制度の利用状況		人数	日常生活自立支援事業利用状況		人数
成年後見制度利用開始済		6	日常生活自立支援事業利用開始		3
成年後見制度利用手続き中		2			
（内数）	市町村長申立あり	4			
	市町村長申立なし	4			

（9）調査対象年度末日での状況（表 24）

平成 26 年度末日における対応状況は、「終結」が 105 人、「対応継続」が 71 人、「一定の対応終了、経過観察継続」が 31 人であり、全体の 6 割以上が終結または対応終了となっている。

表 24 対応状況の種類

	人 数	構成割合 (%)
対応継続	71	34.3
一定の対応終了、経過観察継続	31	15.0
終結	105	50.7
合計	207	100.0

3 市町村における高齢者虐待防止に関する体制整備等の状況

各市町村高齢者虐待防止のための平成 26 年度中における体制整備等については、次のとおり。

表 25 市町村における体制整備等に関する状況

取 組 事 項	実施済 市町村 数	実施率 (%)	《参考》 25 年度 実施済 市町村数
対応の窓口となる部局の住民への周知	29	87.9	29
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	28	84.8	28
講演会や市町村広報誌等による住民への啓発活動	23	69.7	25
居宅介護サービス事業者に法について周知	25	75.8	29
介護保険施設に法について周知	24	72.7	26
独自の対応マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	25	75.8	26
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	25	75.8	26
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	22	66.7	24
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	14	42.4	15
成年後見制度の市町村長申立の体制強化	27	81.8	24
警察署長への援助要請等に関する警察担当者との協議	17	51.5	20
老人福祉法の措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	25	75.8	26
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	27	81.8	28
日常生活に支障がありながら、必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	30	90.9	29

4 虐待等による死亡事例の状況について

平成 26 年度における虐待等による死亡事例は 0 件であった。

(調査を開始した平成 18 年度以降、本県において死亡事例は発生していない。)